

**特別養護老人ホーム小咲園**  
**「指定短期入所生活介護」「指定介護予防短期入所生活介護」**  
**重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第 0870200219 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要 .....	2
3. 職員の配置状況 .....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	4
5. 苦情の受付について .....	7
6. 事故発生時の対応について .....	8
7. 第三者による評価の実施状況 .....	8

**1. 事業者**

- (1) 法人名 社会福祉法人 山桜会  
(2) 法人所在地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番地1号  
(3) 電話番号 0294-35-9000  
(4) 代表者氏名 理事長 山本 仁  
(5) 設立年月 平成10年 9月 4日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所・平成12年2月29日指定

指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定

指定事業所番号 茨城県0870200219号

※当事業所は特別養護老人ホーム小咲園に併設されています。

### (2) 事業所の目的

短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に応じてこれを受けるのに困難な方がご利用いただけます。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム小咲園

(4) 事業所の所在地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番地1号

(5) 電話番号 0294-35-9000

(6) 施設長（管理者） 山本 仁

### (7) 当事業所の運営方針

施設利用者の人間性を尊重し、施設の健全な環境と明るく楽しい施設づくりに努め、利用者が安心して生活できるようにする。

#### ①やすらぎと活力のある施設づくり

施設利用者やその家族の願いや思いやりを大切にし、利用者と施設職員が一体となり、人と人との暖かいふれあいを重視し、生き生きとした生活が送れるよう利用者本位の施設を実現する。

#### ②地域交流と処遇サービスの実現

地域社会との幅広い交流を推進するため、施設諸活動のボランティアを積極的に受け入れるなど地域と密着した福祉施設となるよう努力する。

(8) 開設年月 平成11年12月20日

### (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時00分

(10) 利用定員 10人

### (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、4人部屋など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	44室	従来型個室
4人部屋	9室	多床室
合計	53室	※特別養護老人ホームの居室を含む
食堂	2室	増床部含む
機能訓練室	2室	増床部含む
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・一般浴 ※増床部含む
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム職員の兼務となります）

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数
1. 施設長（管理者）	1名（兼務）
2. 介護職員	24名以上（非常勤を含む）
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	3名以上（兼務含む）
5. 機能訓練指導員	1名（兼務）
6. 介護支援専門員	1名（兼務）
7. 管理栄養士	1名（兼務）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	内科・泌尿器科
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7:00～8:30 4名 8:30～17:30 7名 17:00～19:30 3名 19:30～7:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 1名

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常7割から9割が介護保険から給付されます。

###### 〈サービスの概要〉

###### ①食事（食事代は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事とおやつを提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：7：00～8：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

###### ②入浴

- ・入浴又は清拭を原則週2回行います。
- ・入退所日は原則入浴日となります。（日曜日は未実施）
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

###### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

###### ④送迎費

- ・ご希望により、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。その際は短期入所生活介護送迎加算（片道184単位）が加算されます。（1割負担の場合 195円）

但し、通常の事業所実施地域外及びご自宅以外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。 ※送迎については、事前に御相談ください。

###### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

ご利用者様の要介護度に応じた下記の表の単位数の合計に日立市の単位数単価である10.55を乗じて算出した金額から介護保険給付費を除いた金額（介護保険負担割合証に記載された割合）と食費に係る標準自己負担額及び居室利用料の合計金額（自己負担額）をお支払いください。

1.ご契約者の要介護度 と基本サービス単位	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
2.サービス提供体制 強化加算 I	22 単位						
3.夜勤職員配置加算 I	13 单位						
4.基本の介護保険サー ビス利用に係る単位数 (1+2+3)	473 单位	583 单位	638 单位	707 单位	780 单位	850 单位	919 单位
5.送迎加算 (送迎を利用する場合に加算)	184 单位						
6.介護職員等処遇改善 加算 I	ひと月の介護保険対象サービス合計額に対して14/100(14%)に相当する金額(円未満は四捨五入)が加算されます。						

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事代は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護保険における短期入所の利用限度額を超える場合は、超えた部分に関してサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①食事の提供に要する費用（1日あたり）

食費	第4段階	負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用	1,645円	300円	600円	1,000円	1,300円

☆ 1食ごとの料金は下記のとおりです。

朝食：480円 昼食：552円 夕食：613円

#### ②居住（滞在）に要する費用（1日あたり）

居住費	基準費用額 (第4段階)	負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
4人床室	915円	0円	430円	430円	430円
個室	1,231円	380円	480円	880円	880円

#### ③テレビ・冷蔵庫の電気料

持ち込みの場合は、いずれも1日あたり40円、施設備え付けのものを利用される場合は、いずれも1日あたり80円となります。

#### ④理髪・美容〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,500円

#### ⑤レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求いたします。原則として自動口座引落でお支払いいただきます。

※1回の引落としにつき手数料77円をご負担いただきます。

※引落日は毎月27日となります。（27日が土日祝の場合は金融機関の翌営業日）

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

①利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出してください。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

④ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

①苦情受付窓口（担当者） 施設長 山本 仁

②受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

日立市役所 介護保険担当課	所在地 日立市助川町1-1-1 電話番号 0294-22-3111
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町987-301 電話番号 029-301-1565
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918番地茨城県総合福祉会館 電話番号 029-241-1133

## 6. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等又は介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、状況に応じた措置を速やかに行います。

## 7. 第三者による評価の実施状況

あり 実施日： 年 月 日

評価機関名称：

結果の表示： あり なし

なし

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 4519.66m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境

東側は太平洋を望み、西側は山がある自然に囲まれた静かな環境です。東側の窓からは朝日が見え、館内は太陽光線をたっぷりと取り入れ、大変明るくなっています。

### 2. 職員の配置状況

#### ＜配置職員の職種＞

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員若しくは看護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員（兼務）を配置しています。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名（非常勤）の医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

#### 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

#### ②要介護認定を受けっていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

#### 要支援、要介護と認定された場合

#### 自立と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

#### 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

施設で指定したもの以外は、持ち込まないでください。

### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。  
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします  
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を開鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になつた場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参考下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参考下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは

他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行ふことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。